

## 岐阜県慢性腎臓病（CKD）対策推進協議会設置要綱

### （設置及び目的）

第1条 自覚症状の乏しい慢性腎臓病（以下、「CKD」という。）を健康診査で早期に発見し、良質で適切な治療を早期から実施・継続することにより、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者（透析患者を含む）のQOLの維持向上を図ることを目的として、岐阜県慢性腎臓病（CKD）対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 岐阜県慢性腎臓病（CKD）対策の事業内容及び評価に関する事項
- (2) 現状や課題の把握及び好事例の横展開、人材育成や普及啓発に関する事項
- (3) 関係機関等の連携に関する事項
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第3条 協議会は、学識経験者及び別表に定める委員で構成する。

2 協議会の議長として委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員及び委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （協議会の開催）

第4条 協議会は、県が必要に応じ招集する。

### （地域会議）

第5条 協議会に、地域会議を設置することができる。

2 地域会議は、各保健所長が必要に応じ招集する。

### （関係者の出席）

第6条 協議会において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （秘密の保持）

第7条 会議の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### （事務局）

第8条 協議会に関する庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

### （解散）

第9条 会議は、その目的が達成されたときに解散する。

### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名・役職
日本腎臓病協会 慢性腎臓病対策部会岐阜代表
岐阜県医師会
腎臓病専門医
糖尿病専門医
かかりつけ医代表
岐阜県薬剤師会
病院看護師代表
医療保険者代表
市町村保健師代表
市町村管理栄養士代表
保健所代表